

新潟県介護保険主管部（局）
富山県介護保険主管部（局）
石川県介護保険主管部（局）
福井県介護保険主管部（局）

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和6年能登半島地震により被災した被保険者の第一号保険料及び利用料の
減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて

令和6年能登半島地震により被災した被保険者の第一号保険料及び利用料の減免措置については、各市町村において、「令和6年能登半島地震に伴う災害により被災した被保険者に係る介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援の基準等について（令和6年1月17日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）及び「令和6年能登半島地震で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて」（令和6年1月11日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）等に基づいて行われる、令和6年度までの第一号保険料及び令和7年6月末までの介護サービス提供分に係る利用料の減免措置に対し、特別な財政支援を行うこととしているところです。

今般、令和7年4月以降における第一号保険料及び令和7年7月以降における利用料の減免措置に対する財政支援を下記のとおり実施することとしましたので、内容を御了知の上、貴管内市町村において適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

記

1 第一号保険料の減免措置に対する財政支援について

新潟県、富山県、石川県、福井県内の市町村において、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第142条に基づき、令和6年能登半島地震の被災者に対して令和7年4月1日から同年9月30日までの間に普通徴収の納期限が到来する第一号保険料（特別徴収の場合にあっては同期間に特別徴収される第一号保険料）の減免を行った場合において、各市町村の同期間における減免額が、同期間における第一号保険料の賦課総額の100分の3以上となる場合、以下のとおり特別調整交付金による財政支援を行う予定であること。

○第一号保険料の減免に対する財政支援

各市町村における第一号保険料の賦課総額に対し、第一号保険料の減免額が占める割合	財政支援の割合
100 分の 30 以上	10 分の 10
100 分の 15 以上 100 分の 30 未満	10 分の 9
100 分の 3 以上 100 分の 15 未満	10 分の 8

2 利用料の減免措置に対する財政支援について

新潟県、富山県、石川県、福井県内の市町村において、令和 6 年能登半島地震の被災者に対して令和 7 年 7 月から同年 9 月までのサービス提供分に係る利用料について、法第 50 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 60 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき、減免を行ったことにより生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額（以下「利用料減免必要総額」という。）が、介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 12 年厚生省令第 26 号）第 3 条に規定する調整基準標準給付費額（法第 49 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項又は第 59 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定の適用に係るものを除く。また、令和 7 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までのサービス提供分に係るものに限る。）の 90 分の 10 に相当する額、調整基準標準給付費額（法第 49 条の 2 第 1 項又は第 59 条の 2 第 1 項の規定の適用に係るものに限る。また、令和 7 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までのサービス提供分に係るものに限る。）の 80 分の 20 に相当する額及び調整基準標準給付費額（法第 49 条の 2 第 2 項又は第 59 条の 2 第 2 項の規定の適用に係るものに限る。また、令和 7 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までのサービス提供分に係るものに限る。）の 70 分の 30 に相当する額の合算額の 100 分の 3 以上となる場合、以下のとおり特別調整交付金による財政支援を行う予定であること。

その際、市町村から交付された利用料の免除証明書を提示した者のみ、窓口での利用料の支払いを免除すること。

(※) 石川県については、令和 6 年能登半島地震に加え、激甚災害である豪雨災害が発生するといった複合的な被災状況に直面したこと等の要因が重なったこと等を踏まえ、減免分における市町村負担相当分（12.5%）に関し、これまでの財政支援措置に加え、令和 7 年 7 月から同年 9 月までにおいても、下記利用料の減免に対する財政支援の割合に基づき、財政支援を行う予定である。

○利用料の減免に対する財政支援

各市町村における令和7年7月1日から令和7年9月30日までのサービス提供分に係る①、②及び③の合算額に対し、利用料減免必要総額が占める割合 ① 調整基準標準給付費額（法第49条の2第1項若しくは第2項又は第59条の2第1項若しくは第2項の規定の適用に係るものを除く。）の90分の10に相当する額 ② 調整基準標準給付費額（法第49条の2第1項又は第59条の2第1項の規定の適用に係るものに限る。）の80分の20に相当する額 ③ 調整基準標準給付費額（法第49条の2第2項又は第59条の2第2項の規定の適用に係るものに限る。）の70分の30に相当する額	財政支援の割合
100分の30以上	10分の10
100分の15以上100分の30未満	10分の9
100分の3以上100分の15未満	10分の8

3 利用料免除証明書の取扱いについて

2に基づく利用料の免除については、市町村から交付された利用料の免除証明書を提示した者のみ、窓口での利用料の支払いを免除すること。その際、既に免除証明書を発行している自治体において、有効期限は、現在、「令和6年12月31日まで」又は「令和7年6月30日まで」と記載されているが、令和7年7月以降も、引き続き使用可能なものとして取り扱うこと。これにより、市町村によって免除証明書の有効期限が「令和7年9月30日まで」に更新されているものと「令和6年12月31日まで」又は「令和7年9月30日まで」のものが混在する可能性があるが、免除実施対象市町村の免除証明書であれば、有効期限が令和6年12月31日又は令和7年6月30日であっても使用可能であることに留意すること。

また、免除対象被保険者から利用者負担等の免除申請があった場合には、原則として、速やかに免除証明書を交付すること。（市町村自ら罹災証明書等を交付しているため被災事実を把握している等の場合は、市町村の判断により、添付書類等を省略する等の柔軟な取扱いを行っても差し支えないこと。）